

## Tax & Legal Services Newsletter

Vol. February 2014

### 海外での展示会費用の200%控除のための新たな要件

勅令 No. 569 により2013年から2014年の間に催される海外での展示会に係る費用の200%控除が認められたことに伴い、歳入局長官は、当該控除を受けるために満たさなければならない条件を規定した追加のガイドライン（歳入局長通達 No. 246）を公表しました。

- 当該控除を受けようとする法人あるいはパートナーシップは、海外での展示会への参加、ブース出展やフェスティバルへの参加が実際に行われたことを立証するために政府機関から証明書を取得しなければならない。
- 法人あるいはパートナーシップが展示会等へ参加するために政府機関の援助を受けた場合、当該政府機関は、海外での展示会への参加、ブース出展やフェスティバルへの参加に対して援助を提供したことを示す証明書を当該法人等に発行しなければならない。
- 当該控除を受けようとする法人あるいはパートナーシップは、スペースの賃借料、ブースの設置費用、保険料、海外での展示会、ブース出展やフェスティバルで使用された物品や機器の輸送費用や搬送費用等、実際に生じた費用を証明する書類を提出しなければならない。

### 申告期限の延長

財務省は、2014年2月1日から2015年1月31日までの期間に提出期限が到来し電子申告される申告書について、8日間の申告期限の延長を認めました。

### 歳入局のルーリング

#### 株式の譲渡に係る源泉税

タイ法人であるA社は、タイ国内の関係会社3社にサービスを提供しています。日本法人であるB社は、これらタイ法人4社の株式の99.99%を保有しています。B社は、シンガポール法人であるC社が発行する株式を引き受け、引き換えにタイ法人4社の株式をすべてC社に移管することにより株主構成の再編を実行しました。その後、C社は、A社株式の引き受けと引き換えにタイ法人3社の株式をA社に移管しました。当該再編後、日本法人B社はシンガポール法人C社の主要株主となり、C社はタイ法人A社の株式を直接保有し、A社がその他タイ法人3社の株式を直接保有することになりました。これらの取引がタイの源泉税の対象となるか歳入局に確認しました。

これに対してタイ国歳入局は、B社およびC社はそれぞれタイ国外で設立された外国法人であり、両社間における株式の対価の支払いがタイ国外で行われたことから、当該所得は国外源泉所得であり日本法人であるB社およびシンガポール法人であるC社は、タイの源泉税の納付義務を負わないと回答しました。

シンガポール法人であるC社が取得価額を超える金額でタイ法人3社の株式をタイ法人A社に譲渡した場合には、課税対象所得の支払者であるA社は、タイ国歳入法Sec. 70の規定に基づき15%の税率で源泉税を控除し納付しなければなりません。しかし、本件における株式の譲渡者はタイ国内において事業活動を行っていないシンガポール法人であることから、当該譲渡益は、課税権をその居住地国にのみ認めているタイ/シンガポール租税条約第13条に規定される所得に該当します。したがって、A社は、当該譲渡益から源泉税を控除し納付する必要はありません。

## 土地と共に付帯する建物を取得した場合の費用

D社は、土地とそれに付帯する建物をそれぞれ135百万バーツ、60百万バーツで取得しました。しかし、建物は築後20年以上が経過しており、かつ10年以上放置されていたために、事業の用に供するには適当ではありませんでした。そこでD社は、当該建物を取り壊して新しい建物を建設することにしました。D社は、法人所得税の計算上、建物の取得価額および取り壊し費用を損金に算入できるか確認しました。

これに対してタイ国歳入局は、D社の真の意図は建物の取得ではなく土地の取得であり、当該建物はD社の事業に供されていません。したがって、建物の取得価額および取り壊し費用は土地の取得価額の一部として考えられ、取り壊し費用は土地の改良費用と考えられるので、法人所得税の計算上、損金には算入できないと回答しました。なお、D社は、当該土地の譲渡時にこれらの費用を控除することができます。

## 有価証券譲渡時の取得原価の計算

製糖業を営むE社は、証券市場で投資を行っており、タイ国証券取引所に上場されている様々な法人の株式を購入しています。会計上、当該株式は売買目的有価証券に分類されています。一部の株券にはE社の社名が明記されていますが、一部の株式は株券なしでタイ国証券保管機構 (Thailand Securities Depository) を通じて取引されています。タイ国証券保管機構は、取引日毎の株数と株価を月次で報告するのみで、そこには、保有株式数と平均原価が表示されています。E社は取得した株式の一部を譲渡したため、その取得原価を計算する必要があります。

タイ国歳入局は、E社が譲渡した株式銘柄を特定できるのであれば、その取得原価は実際の取得価額でなければならず、したがって平均原価法を適用することはできないが、もし銘柄を特定することができない場合には、平均原価法を適用できると回答しました。しかし、いずれの方法を用いた場合でも、有価証券の種類に関わらず、その方法を継続して適用しなければなりません。

(注) 本日本語訳は、在タイ日系企業様への情報提供を目的に便宜的に仮訳したものです。正式な内容については、以下に記載されております原文(タイ語)をご参照ください。

[http://www.deloitte.com/view/en\\_TH/th/services/tax-and-legal/94a6f13a0d004410VgnVCM1000003256f70aRCRD.htm](http://www.deloitte.com/view/en_TH/th/services/tax-and-legal/94a6f13a0d004410VgnVCM1000003256f70aRCRD.htm)

## 日系企業サービスグループにつきまして

日系企業特有のニーズに対応するため設立された専門業務グループ、Japanese Services Group (JSG) は、35年以上の歴史と実績をもつ、トーマツを中核としたグローバルネットワークです。トーマツからの駐在員を含む日本語に堪能なバイリンガルのプロフェッショナル約850名を全世界の主要拠点に配置し、日本の文化や習慣を十分理解しながら、デロイトのグローバルネットワークが有する豊富な経験と専門知識を世界各地の日系企業に提供しています。現在、バンコク事務所には日本人6名が常駐し、日本の事務所からも頻りにプロフェッショナルが出張ベースで来タイしております。

バンコク事務所の日系企業サービスグループの連絡先は以下のとおりです。

鈴木 基之	隅田 拓也	宮下 淳	近藤 充	藍原 滋	真鍋 一孝
日本国公認会計士	日本国公認会計士	日本国公認会計士	日本国公認会計士	日本国税理士	日本国税理士
パートナー	シニアマネージャー	シニアマネージャー	マネージャー	ダイレクター	マネージャー
Tel: 02-676-5700 Ext. 5085	Ext. 12506	Ext. 13228	Ext. 12931	Ext. 11676	Ext. 13002

**International Tax & Corporate Tax**

Wanna Suteerapornchai  
+66 (0) 2676 5700 ext 10691  
[wsuteerapornchai@deloitte.com](mailto:wsuteerapornchai@deloitte.com)

**Indirect Tax & Corporate Tax**

Darika Soponawat  
+66(0)26765700 ext 12784  
[dsoponawat@deloitte.com](mailto:dsoponawat@deloitte.com)

**Legal Services**

Cameron McCullough  
+66 (0) 2676 5700 ext 5015  
[camccullough@deloitte.com](mailto:camccullough@deloitte.com)

**Transfer Pricing & Customs Services**

Stuart Simons  
+66 (0) 2676 5700 ext 5021  
[ssimons@deloitte.com](mailto:ssimons@deloitte.com)

**Global Employer Services**

Mark Kuratana  
+66 (0) 2676 5700 ext 11385  
[mkuratana@deloitte.com](mailto:mkuratana@deloitte.com)

---

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee, and its network of member firms, each of which is a legally separate and independent entity. Please see [www.deloitte.com/th/about](http://www.deloitte.com/th/about) for a detailed description of the legal structure of Deloitte Touche Tohmatsu Limited and its member firms.

Deloitte provides audit, tax, consulting, and financial advisory services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte has in the region of 200,000 professionals, all committed to becoming the standard of excellence.

This publication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively, the "Deloitte Network") is, by means of this publication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this publication.

© 2014 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd.